

日本医労連「2018年秋・退勤時間調査」結果の概要

日本医療労働組合連合会 2019年3月

日本医労連は2018年秋、長時間労働の是正・不払い残業の根絶を目的に全国一斉退勤時間調査に取り組みました。調査結果では、医療・介護現場での長時間労働や不払い残業が依然として蔓延している実態が明らかになりました。働き続けられる労働環境づくりのためにも、是正が強く求められています。

○実施時期 2018年9月から2019年1月末までの5か月間（10月を取り組み集中月間に設定）

○調査対象 加盟組合の組合員、職場の労働者

○集約数 1万1,296人

◇調査結果の特徴

1) 4人に3人が、所定労働時間をこえて仕事、そのうち半数をこえる人が始業前も就業後も働いている。

調査を行った日に時間外労働をした人は8579人で全体の75.9%となっている。そのうち半数の4740人(55.3%)が始業時間前から仕事し就業時間をこえても仕事が終わらないという状況。決められた所定労働時間では1日の仕事が終わらず、増員が決定的に必要である。

2) 看護師69.4%、医師54.5%、リハビリ技師の56.9%が始業時間前から勤務につき、業務している。始業前残業は若年層ほど顕著。

始業時間前に業務した人は全体の57.6%。看護師の約7割、リハビリ技師の約6割が始業前に業務し、医師も半数をこえている。年代別にみると24歳以下70.9%、25～29歳63.3%、30代57.2%、40代54.4%、50代以上52.4%と若年層ほど多く、多くの世代で昨年より増加傾向にある。看護師の場合24歳以下82.2%、25～29歳の78.3%、30歳代69.6%、40歳代66.1%、50歳代以上61.7%と、その傾向が特に顕著だった。

3) 就業後の時間外労働は、全体の59.4%におよび、看護師、リハビリ技師、医師の約7割が残業している。

就業時間後に業務した人は、全体の59.4%。看護師67.0%、リハビリ技師69.2%とほぼ7割で、医師76.0%と昨年70.9%を6ポイント増加し8割に近づいている。残業時間数でも60分以上が21.6%に達し、3時間以上(180分以上)も184人・1.6%いた。

4) 残業代を「全額請求している」のは、始業前残業で9.6%、就業後残業で32.6%程度にすぎない。

残業代をまったく請求していない人の割合は「始業前」で71.3%、「就業後」で20.6%となっている。「一部」請求をしている人を加えれば、始業前で約8割がまともに請求していない。

5) 残業代を請求しない理由のトップは「請求できない雰囲気」28.2%。請求できない傾向は、特に若年層（20歳代）に強く表れている。

全体の3割が残業代を請求していない理由として「請求できない雰囲気がある」と答えている。その傾向は若年層ほど強く、40代は26.3%に対し「24歳以下」33.7%、「25歳～29歳」34.3%と3割以上となっている。

6) 残業代不払いが違法だと「知らない」が13.2%。年齢別では24歳以下が22.8%と高い。

残業代の不払いが「法律違反」と認識していない人は、全体の1割強となっている。特に24歳以下では22.8%と2割を超えている。「始業前」も「就業後」も両方請求していない人を抽出してみると、14.5%が「請求できると思わなかった」と答え、不払いが「違法」と知らない割合は15.3%におよんでいる。労働者の権利意識・知識、権利行使についてさらに啓蒙活動を強める必要がある。

7) 一人あたりの不払い残業代は平均6万1千円を超える。

不払い残業代の平均額は、少なく見積もっても1人当たり月6万1千円。休憩未取得を加味すれば月7万9千円となる。

8) 残業解消には、例えば1病棟（30人）で、4人程度の増員が必要である

残業時間解消のために必要な増員数は、例えば看護師30人配置の病棟では約4人の増員が必要と試算される。

◇調査結果の概要

1) 職種

回答者の職種は、「看護職員」が46.7%で最も多く、「その他」15.8%を除けば「医療技術職（リハ以外）」11.5%、「リハ」10.3%、「介護職」8.9%、「医師」1.1%の順となっています。

2) 年齢

回答者の年齢分布は、「30歳代」が27.3%で最も多く、「40歳代」25.3%、「50歳以上」22.8%、「25～29歳」14.2%、「24歳以下」10.2%の順となっています。

3) 今日の勤務はなんでしたか？

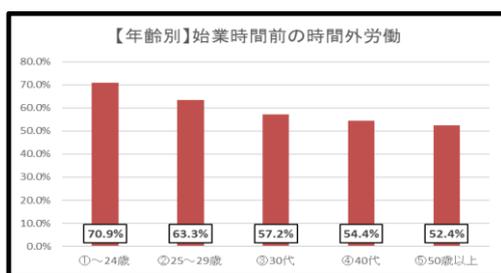
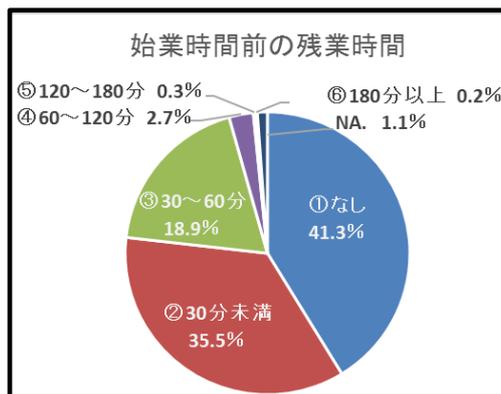
夕方方の時間帯に調査を行なった施設が多かったため、「日勤」が83.2%と圧倒的に多く、「その他」7.4%、「遅出日勤」4.4%、「早出日勤」4.2%でした。職種別でも、「医師」の95.0%、「看護職員」の84.0%が「日勤」であり、長時間勤務の原因にもなっている夜間勤務明けの残業実態は、残念ながらほとんど反映されていません。

4) 今日の始業前時間外労働はどの位でしたか？

「なし」の回答は41.3%であり、昨年調査と比較して1.8ポイント減少しましたが、回答者の6割が始業時間前に出勤して仕事を始めている実態です。始業前時間外労働時間は、「30分未満」35.5%、「30分～60分」18.9%のほか、「60分以上」が3.2%、「60分～120分」2.7%、「120分～180分」0.3%、「180分以上」0.2%も存在しています。

職種別で始業前時間外労働を実施している割合は、「医師」54.5%、「リハ」56.9%、「介護職」45.4%、「医療技術職（リハ以外）」45.2%、「その他」37.6%となっています。そして、「看護職員」は69.4%と約7割に及んでいます。また、1時間以上の長時間に及ぶ始業前時間外労働は「医師」に多く、3時間以上も前から働いている人も医師が2.5%と突出しています。

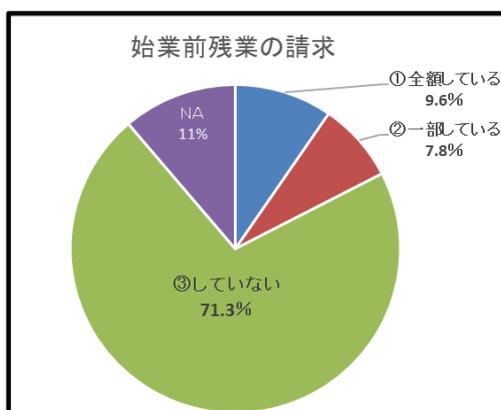
年代別では、「24歳以下」70.9%、「25～29歳」63.3%と若年層の割合が高くなっています。



5) 始業前時間外労働は請求していますか？

「全額請求している」は9.6%にしかならず、「一部している」7.8%、「していない」71.3%と、8割が残業代をまともに請求できていない実態でした。

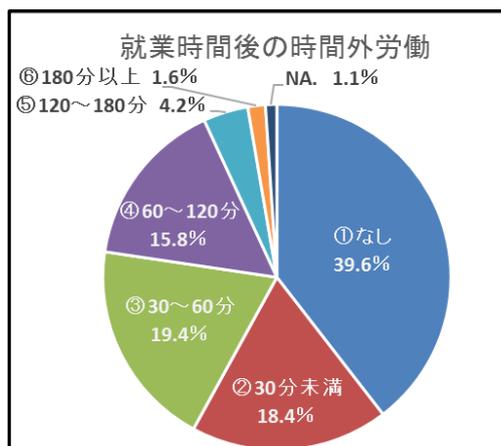
特に年代別でみると、「全額請求している」は「24歳以下」5.8%、「25～29歳」7.6%という結果で、若年層でほとんど請求できていない実態です。



6) 今日の就業時間後、どの位残業しましたか？

残業「なし」は39.6%です。残業ありの時間数では「30分～60分」19.4%、「30分未満」18.4%、「60分～120分」15.8%の順で多く、「120分～180分」も4.2%となっています。

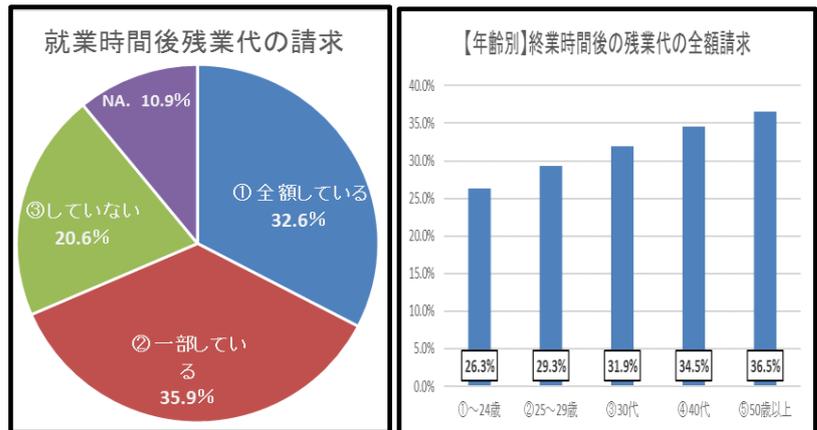
職種別の残業実態では、「医師」76.0%、「看護職員」67.0%、「リハ」69.2%の割合が高くなっています。2時間をこえる長時間残業では「医師」13.2%、「看護職員」7.4%と突出しています。夜勤交替制労働における過労死判断基準と判例(2008年大阪高裁)で示された「月60時間」の超過勤務につながる「180分以上」も全体で2.0%におよび、職種別には「医師」が3.3%で4人、「看護職員」1.6%で107人となっています。



7) 就業時間後の残業は請求していますか

始業前時間外労働よりは多いものの、「全額請求している」は32.6%でしかなく、「一部している」35.9%と「していない」20.6%で、6割近い回答者が残業代をまともに請求できていない実態です。

年代別では、始業前時間外労働と同様に、「全額請求している」は「24歳以下」26.3%、「25～29歳」29.3%でしかなく、やはり若年層では請求できていない実態です。

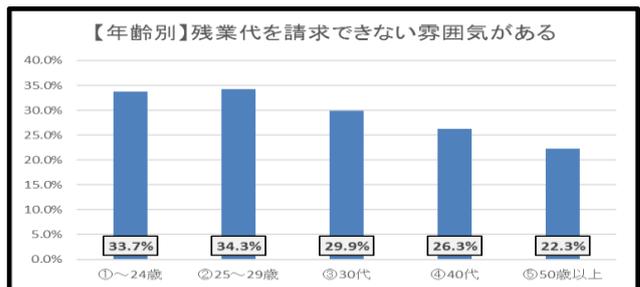
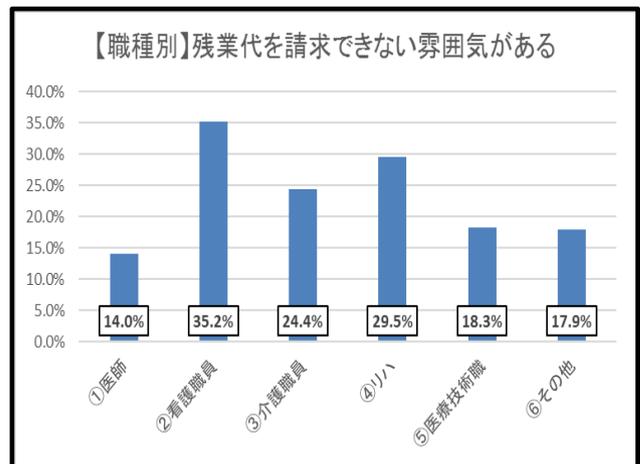
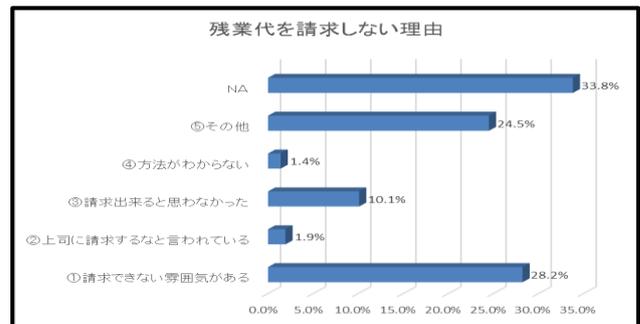


8) 残業代未請求の理由はなぜですか？

全回答者の約3割が「請求できない雰囲気がある」(28.2%)と回答しており、「上司に請求すると言われていない」も1.9%ありました。「請求出来ると思わなかった」が10.1%、「方法がわからない」が1.4%でした。

そして、「請求できない雰囲気がある」との答えは、残業代の請求を「一部している」の回答者に割合が高く前残業で43.8%、後残業で49.3%、「していない」でも3割を超え前残業で32.7%、後残業で31.5%が請求のし辛さを訴えています。

職種別では、「看護職員」35.2%、「リハ」29.5%、「介護職員」24.4%の順で「請求できない雰囲気がある」と答える割合が高く、年代別では「24歳以下」33.7%、「25～29歳」34.3%が「請求できない雰囲気」と答え、傾向は若年層に顕著にあらわれています。そして、「その他」の自由回答では「自分の能力不足」を理由として残業代を請求していないという回答が目立ったほか、「労使の協定を超える分は請求出来ないことになっている」「きりが無いから」「付度」などの回答もあった。



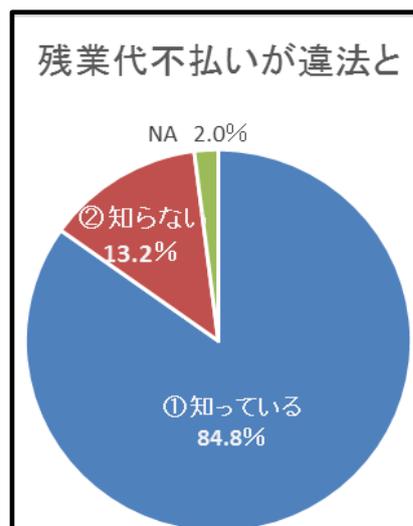
9) 請求した残業代は支払われていますか？

「きちんと支払われている」は88.9%となりました。しかし、「一部だけ支払われている」と無回答

を含めて約 1 割が不払い残業となっていることが推測されます。特に「請求しても払われない」など違法行為がわずかとはいえ存在することは問題です。

10) 残業代の不払いが法律違反であることを知っていますか？

「知らない」と答えたのは 13.2%でした。「法違反」との認識を持っていない人が 1 割以上いることは問題です。職種ではリハビリ 15.7%、看護職員 15.4%、介護職員 12.2%の順で高く、年代別では「24 歳以下」22.8%、「25～29 歳」17.4%、「30 歳代」13.5%の順で高く、若年層ほど権利に対する知識、意識が低い実態です。



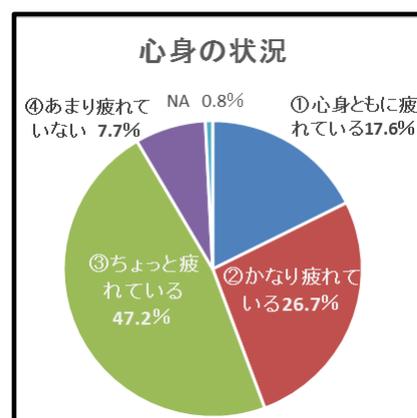
11) 休憩時間の取得は？

就業規則上、各施設で休憩時間の定めが一律ではないため、決められた休憩時間のうちどれくらいの割合で休憩が取れたかをみると、概ね取れていると判断できる「76～100%」の回答は 56.4%しかありません。「医師」に至っては 32.2%しかなく、看護職員で 51.8%、リハビリで 45.4%です。「まったく取れなかった」の回答は、各職種で 1%を切る中、「医師」では 6.6%という実態です。

12) あなたの今の心身の状況はどうか？

「あまり疲れていない」はわずかに 7.7%であり、「心身ともに疲れ果てている」17.6%と昨年より 1.1 ポイント増えています。

「かなり疲れている」26.7%、「ちょっと疲れている」47.2%とあわせて、9 割が疲れを訴えています。



◇不払い残業代の試算

以上の調査結果から、不払い残業代を試算してみると以下のようになります。

【始業前時間外労働の賃金不払い】

まったく請求していないと回答し、問4で残業時間を回答した5,578人の総労働時間について、設問の時間設定に幅があるため、「30分未満」は15分、「30分～60分」は45分などと、中位値で算出し、「180分以上」は180分で算出しました。

請求していない時間	人数 (人)	中位値で乗じた総時間数(分)
30分未満	3,481	52,215
30分～60分	1,837	82,665
60分～120分	229	20,610
120分～180分	15	2,250
180分以上	16	2,880
合計	5,578	160,620

- ①不払い総時間 160,620分 (2,677時間)、1人あたり1日28.79分(小数点第3位以下は切り捨て)の不払い労働時間
- ②月平均労働日20日(365-土曜52、日曜52、祝日16、年末年始休5、夏季休暇3=237/12月 \div 20)として、月平均575分(少数以下は切り捨て、9時間35分)の不払い労働時間
- ③厚生労働省「平成29年賃金構造基本統計調査」における「医療業」の平均の「所定内給与月額」は319,700円、月平均の「所定内実労働時間」162時間で除した平均時給額は「1,973円」。この時給額に時間外割増率25%を加えて乗じて算出した不払い賃金額は月23,000円余り(23,634.8円)となります。
- ④「一部だけ支払われている」などは加味されていないため、実際にはさらに不払い額は多くなると思われます。

【就業時間後時間外労働の賃金不払い】

始業前時間外労働と同様の計算式を使い、まったく請求していないと回答した1,614人の総労働時間について算出しました。

請求していない時間	人数 (人)	中位値で乗じた総時間数(分)
30分未満	694	10,410
30分～60分	531	23,895
60分～120分	308	27,720
120分～180分	57	8,550
180分以上	24	4,320
合計	1,614	74,895

- ①不払い総時間 74,895分 (1,248時間)、1人あたり1日46.4分の不払い労働時間

- ②月平均労働日 20 日として月平均 928 分（少数点以下四捨五入、15 時間 28 分）の不払い労働時間
- ③医療業平均時給額「1,973 円」に割増率 25%を加えて乗じた不払い賃金は月 38,000 円余り（38,144.6 円）となります。
- ④「一部だけ支払われている」などは計算に足されていないため、実際にはさらに不払い額は多くなると思われます。

【休憩時間未取得の不払い賃金試算】

「始業前」「就業後」の時間外を共に請求していない人は、休憩未取得分も時間外として請求していないものと仮定し、両方とも請求していない 2074 人を対象に試算します。一般的な休憩時間 1 時間を想定して、取得率「0%」は 60 分、「1～25%」は 45 分、「26～50%」は 30 分、「51～75%」は 15 分、「76～100%」は全取得として計算してみました。

休憩取得（率）	人数	総時間数（分）
0%	8	480
1～25%	33	1,485
26～50%	192	5,760
51～75%	379	5,685
合計	612	13,410

- ①不支給総時間 13,410 分、一人当たり平均 21.91 分の不払い労働時間
- ②月平均労働日 20 日として、月平均 438 分（少数点以下四捨五入、7 時間 18 分）の不払い労働時間
- ③医療業平均時給額「1,973 円」に割増率を加えて乗じた不払い賃金は月 18,000 円余り（18003.6 円）となります。

【1 人当たりの不払い賃金額】

始業前時間外労働の不払い額 23,000 円と就業時間後の時間外労働不払い額 38,000 円を合せると月額不払い額は 1 人あたり 61,000 円となりました。

休憩時間の不払いを加味すれば、一人あたり 79,000 円もの不払い額となります。

【残業時間から算出した看護職員の人員不足数試算】

医療や介護現場は、入院患者や入所者への対応、救急患者の受入などで 365 日、24 時間稼働の現場です。よって切れ目なく人員を配置するために交替制勤務が組まれており、時間帯ごとの適正な人員配置がされていれば、本来的には交替制勤務職場においてこのような異常なほどの残業時間が発生することはあり得ないことです。

慢性的な人員不足が根底にあるために、勤務交代して業務終了後も、残業で長時間働かざるを得ないのであり、残業時間分の人員補充が早急に必要です。

看護職員の場合で試算した、今回の調査結果で明らかになった総残業時間を人員換算すると以下の

通りとなります。

①賃金不払い計算と同様の中位値で積算した「始業時間前時間外労働」の総残業時間 115,140 分を、「残業なし」1,544 人と残業人数 3,663 人を足した回答数で割り出した結果、看護職員 1 人当たりの平均時間外労働時間は「22.1 分」。

②同様に「就業時間後の時間外労働」の総残業時間 216,555 分を、「残業なし」1,688 人と残業人数 3,535 人を足した回答数で割り出した、看護職員 1 人当たりの平均時間外労働時間は「41.4 分(少数点第 1 位以下切り捨て)」。

③看護職員 1 人あたり平均の始業前時間外労働時間 (①) + 就業時間後時間外労働時間 (②) を足した看護職員 1 人あたり 1 日の平均時間外労働時間は「63.5 分」

④単純に 1 日の労働時間 8 時間 (480 分) に、看護師 1 人当たりの平均時間外労働時間を加えた場合、543.5 分の労働時間となり、人員換算で 1.132 人分の労働と試算できます。この数字を基にすると、例えば看護師 30 人の病棟では約 34 人換算となり、残業解消のためには 4 名程度の増員が必要となります。

◇調査結果から浮かび上がった傾向

1) 使用者の労働時間管理責任が果たされていない実態が強く表れています。たとえば残業代を請求しなかった理由として、回答者の 4 人に 1 人が「請求できない雰囲気がある」としており、「上司に請求すると言われていない」も 1.9%ありました。「請求出来ると思わなかった」10.1%、「方法がわからない」1.4%についてもその反映といえます。残業手当は支払うのが当たり前との職場づくり、請求方法の明確化、透明性などの改善が求められます。

2) 始業前時間外労働で 8 割、就業後時間外労働で 6 割がまともに残業請求できていない実態に加えて、「請求したとしても支払われない」と回答したのは 59 人いました。明らかな違法行為が存在しています。不払い残業根絶に向けた手だてが求められます。

3) 始業時間前の時間外労働が多く、時間外労働の請求がしづらく、時間外労働が不払いになっている傾向は若年層に強く見られ、この傾向は依然として続いています。若年層に多い要因は、経験の少なさなどから恐怖に近い不安感を強くもつため、「患者情報を事前にしっかりつかまなければ」という意識が強く働いているもしくはそのように指導されているのではないかと推測します。加えて、カルテ等から情報収集が完了していることが前提で業務が開始されている可能性もあり、「情報収集も労働時間」という正しい認識が必要です。始業前に限らず時間外請求に対して「新人職員は研修中の身だから、残業は請求しないもの」という代々受け継がれてきた職場の慣習も改善しなければなりません。

4) 「休憩時間」の取得状況も、1 割もの人が休憩時間の半分もとれていないという実態です。

5) 使用者の労働時間管理責任が問われる一方で、労働者自から「時間外まで働かなければならない

のは自分の能力が低いから」と請求を自粛する傾向や、「残業代の不払いが法律違反である」ことを「知らない」が1割を超えている事実を重大視しなければなりません。高等学校や大学を含め職場や地域での「ワークルール」の教育が必要であり、労働組合が先頭に立って宣伝・学習活動の強化が求められます。

おわりに ～人間らしく働くことができる環境改善を

1) 電通での過労死事件、NHKの女性記者の過労死、国立競技場建設作業員の過労死など過労によってのちをおとすいたましい事件が続いています。月100時間以上の時間外労働の末、過労死した33歳男性医師(2014年)、48時間の連続勤務中に急死した52歳医師(2010年)、月平均190時間、最長で250時間を超える時間外労働をおこなっていた女性研修医の過労自死(2016年)、就職後2か月目には90時間を超える時間外労働に加え、自宅でのシャドーワークで睡眠時間が取れず過労自死した新卒看護師(2012年)など、残念ながら医療・介護現場での過労死・過労自死も後を絶ちません。過労死家族の会などの運動によって、2014年には過労死等防止対策推進法が施行されましたが、過労死根絶のための有効な手立ては打たれていません。長時間・過密労働の背景には絶対的な人手不足があり、大幅増員と処遇改善が強く求められます。

2) 「医師の働き方改革に関する検討会」では、医師の時間外労働規制のあり方について、上限規制5年猶予が解ける2024年度以降の時間外労働時間上限に関する案が示されました。その内容は、診療従事勤務医については年間960時間、地域医療確保のために必要な医師と、いわゆる研修医については、さらに特例をもうけ、上限を1860時間とする案です。「2024年度まで」のですら法の下での平等を侵害するにもかかわらず、検討会でも異論が出されたように、医師の長時間労働、医師の過労死をさらに助長するものであり、絶対に看過できません。強く抗議します。

3) 厚労省は2017年1月、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を発出し、あらためて労働時間とは何かを明示し、労働時間管理の使用者責任を明確にしました。今回の調査結果からは、「ガイドライン」をもとに労働時間管理が改善され始めているとは言えません。労働組合として時間管理の徹底を求める要求闘争の強化が求められるとともに、政府・厚労省の使用者への指導強化が求められます。

4) 2019年4月1日から「インターバル規制」は、努力義務となりますが、医療・介護の現場は、長時間夜勤と深夜勤務回数の制限に対する法的規制がないことに加え、恒常的な人手不足が続き、離職者が絶えない職場となっています。日本医労連は使用者の労働時間管理の徹底と行政による監督監査の強化、根本的には長時間労働や夜勤回数、短すぎる勤務間隔を規制する法整備を強く求めます。

以上

日本医労連 2018年退勤時間調査・聞き取りアンケート 単純集計結果

設問内容	人数	%		
集約数	11,296			
問1. 職種			問7. 終業時間後の残業は請求していますか？	
①医師	121	1.1%	①全額している	3,688 32.6%
②看護職員	5,275	46.7%	②一部している	4,050 35.9%
③介護職員	1,003	8.9%	③していない	2,326 20.6%
④リハ（OT・PT・ST等）	1,161	10.3%	NA	1,232 10.9%
⑤医療技術職（リハ以外）	1,303	11.5%	問8. 問5・7で②・③を選んだ理由はなぜですか？	
⑥その他	1,789	15.8%	①請求できない雰囲気がある	3,189 28.2%
NA	644	5.7%	②上司に請求すると言われていた	219 1.9%
問2. 年齢			③請求出来ると思わなかった	1,142 10.1%
①～24歳	1,153	10.2%	④方法がわからない	159 1.4%
②25～29歳	1,605	14.2%	⑤その他	2,768 24.5%
③30代	3,085	27.3%	NA	3,819 33.8%
④40代	2,859	25.3%	問9. 請求した超勤手当は支払われていますか？	
⑤50歳以上	2,576	22.8%	①きちんと払われている	10,037 88.9%
NA	18	0.2%	②一部だけ支払われている	488 4.3%
問3. 今日の勤務はなんでしたか？			③請求しても払われない	59 0.5%
①日勤	9,395	83.2%	NA	712 6.3%
②早出日勤	473	4.2%	問10. 残業代の不払いは法律違反であることを知っていますか？	
③遅出日勤	494	4.4%	①知っている	9,581 84.8%
④その他	841	7.4%	②知らない	1,489 13.2%
NA	93	0.8%	NA	226 2.0%
問4. 今日の始業前時間外労働はどれぐらいでしたか？			問11. 今日の休憩時間はどの程度取れましたか？	
①なし	4,660	41.3%	①取れなかった	93 0.8%
②30分未満	4,015	35.5%	②1分～15分	229 2.0%
③30分以上～60分未満	2,130	18.9%	③16分～30分	1,313 11.6%
④60分以上～120分未満	310	2.7%	④31分～45分	2,663 23.6%
⑤120分以上～180分未満	29	0.3%	⑤46分～60分	6,029 53.4%
⑥180分以上	24	0.2%	⑥60分以上	428 3.8%
NA	128	1.1%	NA	541 4.8%
問5. 始業前時間外労働は請求していますか？			問11. 休憩時間の取得率	
①全額している	1,083	9.6%	①0%	70 0.6%
②一部している	886	7.8%	②1～25%	164 1.5%
③していない	8,059	71.3%	③26～50%	957 8.5%
NA	1,268	11.2%	④51～75%	1,761 15.6%
問6. 今日は終業時間後、どれくらい残業しましたか？			⑤76～100%	6,368 56.4%
①なし	4,469	39.6%	NA	1,976 17.5%
②30分未満	2,079	18.4%	問12. あなたの今の心身の状況はどうですか？	
③30分以上～60分未満	2,191	19.4%	①心身ともに疲れ果てている	1,992 17.6%
④60分以上～120分未満	1,782	15.8%	②かなり疲れている	3,017 26.7%
⑤120分以上～180分未満	472	4.2%	③ちょっと疲れている	5,331 47.2%
⑥180分以上	184	1.6%	④あまり疲れていない	867 7.7%
NA	119	1.1%	NA	89 0.8%